

自閉症・情緒障害  
特別支援学級  
保護者向け説明会

令和7年7月30日（水）

江戸川区教育委員会 学務課・教育相談センター

# 学級概要

## 自閉症・情緒障害特別支援学級の概要

自閉症・情緒障害特別支援学級とは、知的発達に遅れがなく、自閉スペクトラム症や情緒障害(選択性かん黙等)があり、特別支援教室による巡回指導では課題の改善が難しい児童のために、少人数(1学級8人)で指導する学級です。

学年相応の教科学習を行いながら、児童の特性や発達の程度等に応じて基本的な生活習慣を確立し、自立して生活する能力を育むこと、コミュニケーションの能力を高めること、社会性を身に付けることを自立活動の時間と関連させて指導していきます

## 設置予定校

- ・設置予定校：江戸川区立 篠崎第四小学校  
(篠崎町8-12-8)
- ・開設時期：令和8年4月
- ・学級編制：2学級(1学級8人)



## 特別支援教室との違いについて

・特別支援教室は、通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、週1回～2回程度、別の教室で指導を受けられる制度です。

・自閉症・情緒障害特別支援学級は、小集団(1学級8名)の特別支援学級に在籍し、学年相応の教科学習を行いながら、児童の特性や発達に応じた自立活動の指導を行います。

# 入級基準

## 入級基準について ①

以下に掲げる基準のすべてに該当する児童

(1) 知的発達遅滞がなく、次のいずれかに該当する児童

- ① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- ② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

(2) 江戸川区立小学校に在籍していること

(3) 江戸川区立学校の特別支援教室における巡回指導をすでに1年間受けており、巡回指導では課題の改善が困難であること

## 入級基準について ②

(4) 当該学年の学習内容を習得する能力があること

(5) 在籍校に継続して登校していること

ただし、自閉スペクトラム症又は情緒障害(選択性かん黙等)が主な要因により登校が困難な場合は対象となり得る

### ★当面の対応

意思疎通や心理的、情緒的理由、対人関係、こだわりなどの課題により、学習上又は生活上の困難を有するため、通常の学級における指導では十分に学習活動をしていくことが難しい児童の場合、現在、知的障害特別支援学級に在籍する児童がいることから、当面その児童も対象とします。ただし、(3)以外の基準を満たしている場合に限りです。

## 対象にならない児童

- ア 注意欠陥多動性障害、学習障害は特別支援教室における指導の対象です。
- イ 自閉症があり、多動とみなされる行動がある場合も、アと同様に特別支援教室の指導の対象です。
- ウ 令和8年度に新1年生になる児童は除きます。
- エ 学年の段階的な受け入れのため、令和8年度に6年生になる児童は除きます。
- オ 年度途中の転学は行いません。

入級基準	確認方法
知的発達の遅滞がなくの判断	発達検査結果 (WISC、田中ビネー)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症又はそれに類するもの</li> <li>・主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもの</li> </ul>	医師の診断書
他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度 のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍校及び保護者からの提出書類</li> <li>・行動観察</li> <li>・専門家の意見聴取 (医師、心理士、教育)</li> </ul>
社会生活への適応が困難である程度 のもの	
特別支援教室での巡回指導を受けているが、巡回指導では課題の改善が困難であること	
当該学年の学習内容を習得する能力があること	
在籍校に継続して登校していること	

## 就学支援委員会の開催

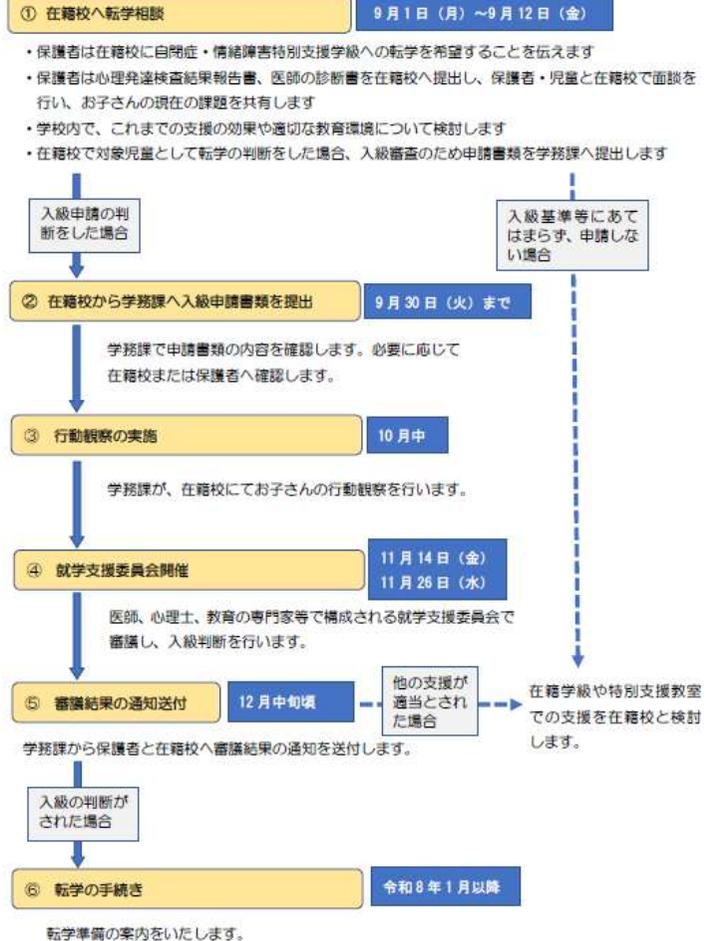
学務課へ提出された、発達検査結果報告書、医師の診断書、在籍校及び保護者からの提出書類、行動観察に基づき、審議を行うための就学支援委員会を開催します。

就学支援委員会は、医師・心理士・教育等の専門家により構成され、総合的な判断を行います。  
審議の結果、他の支援が適当と判断される場合があります。

# 転学相談の流れ

別紙、転学相談の流れを  
ご覧ください。

自閉症・情緒障害特別支援学級 【転学相談の流れ】 <令和7年度>



## 心理発達検査結果報告書について

- ・原則3年以内の心理発達検査(WISC-IVまたはV、田中ビネー)の結果報告書の提出をお願いします。

※お申し込み年度の4月1日を起点とする

## 医師の診断書について

- ・原則1年以内に作成された診断書  
※申し込みする年度の4月1日を起点とする
- ・別紙様式(医師診察記録)により医師に作成いただくか、任意の様式により作成する場合は、児童名、診断名、作成年月日、所見(病状や治療、就学先について)、服薬内容、病院名、診療科目、医師名の記載をお願いします。

## 転学にあたっての確認事項

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級への入級が決まった場合は、現在の在籍校から篠崎第四小学校に転学となります。転学時期は、令和8年4月1日です。
- ・児童の安全確保のため、自宅から学校まで保護者様の送迎をお願いします。
- ・入級を希望されている場合も、審議の結果、他の支援が適切とされる場合がありますのでご了承ください。